

相模原市医療費助成条例(昭和49年相模原市条例第13号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの(こども医療費助成事務)

個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	神奈川県
3. 市区町村名	相模原市
4. 届出番号	13
5. 独自利用事務の事例番号	9-1 : 子どもの医療費助成に関する事務

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって第十五条で定めるもの	相模原市医療費助成条例(昭和49年相模原市条例第13号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの(こども医療費助成事務)
②番号法別表の項	8	
③利用特定個人情報提供省令第2条の表の項	13	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1の2の項 相模原市医療費助成条例(昭和49年相模原市条例第13号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの(こども医療費助成事務)
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第1条	相模原市医療費助成条例(昭和49年3月29日条例第13号)第1条、第3条

⑥事務の趣旨又は目的	<p>第一条</p> <p>全て（児童）は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その（心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること）その他の福祉を等しく保障される権利を有する。</p>	<p>第1条</p> <p>この条例は、（市民の健康の保持及び生活の安定を図る）ため、医療費の一部を助成し、もつて（福祉の増進）に寄与することを目的とする。</p> <p>第3条</p> <p>この条例による医療費の助成(以下「医療費助成」という。)を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、相模原市国民健康保険条例(昭和34年相模原市条例第2号)に基づく被保険者(以下「市国保被保険者」という。)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)に基づく被保険者(次項各号に掲げる者に限る。)又は本市に住所を有する者で、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づく被保険者(市国保被保険者を除く。)若しくは規則で定める保険各法(以下「保険各法」という。)に基づく被保険者若しくは組合員若しくは被扶養者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1)～(6)略</p> <p>(7)（小児(前各号に該当する者を除く。))</p> <p>(8)（高校生等(第1号から第6号までに該当する者を除く。))</p>
⑦独自利用事務の関連規範		<p>相模原市医療費助成条例（昭和49年3月29日条例第13号） 相模原市医療費助成条例施行規則（昭和49年3月30日規則第17号）</p>

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号	相模原市医療費助成条例第6条
事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	相模原市医療費助成条例第6条第1項の規定によることも医療費助成医療証の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号11	相模原市医療費助成条例第6条、相模原市医療費助成条例施行規則第11条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報2

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号12	相模原市医療費助成条例第6条、相模原市医療費助成条例施行規則第11条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報3

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号13	相模原市医療費助成条例第6条、相模原市医療費助成条例施行規則第11条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報4

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号14	相模原市医療費助成条例第6条、相模原市医療費助成条例施行規則第11条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報5

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号15	相模原市医療費助成条例第6条、相模原市医療費助成条例施行規則第11条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報6

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号16	相模原市医療費助成条例第3条第4項第1号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等

③提供を求める利用特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報
-----------------	------------	------------

利用特定個人情報7

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号 ^ハ	相模原市医療費助成条例第3条第4項第2号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める利用特定個人情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報

利用特定個人情報8

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号 ^ニ	相模原市医療費助成条例第4条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務2

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項2号	相模原市医療費助成条例第6条、相模原市医療費助成条例施行規則第13条
事務の内容	児童福祉法第十九条の五第二項の医療費支給認定の変更の認定に関する事務	こども医療費助成の受給資格の更新に係る事実についての認定に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項2号 ¹	相模原市医療費助成条例第6条、相模原市医療費助成条例施行規則第13条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報2

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項2号12	相模原市医療費助成条例第6条、相模原市医療費助成条例施行規則第13条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報3

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項2号13	相模原市医療費助成条例第6条、相模原市医療費助成条例施行規則第13条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報4

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項2号14	相模原市医療費助成条例第6条、相模原市医療費助成条例施行規則第13条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報5

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項2号15	相模原市医療費助成条例第6条、相模原市医療費助成条例施行規則第13条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報6

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項2号16	相模原市医療費助成条例第3条第4項第1号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等

③提供を求める利用特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報
-----------------	------------	------------

利用特定個人情報7

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項2号ハ	相模原市医療費助成条例第3条第4項第2号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める利用特定個人情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報

利用特定個人情報8

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項2号ニ	相模原市医療費助成条例第4条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務3

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項3号	相模原市医療費助成条例第5条
事務の内容	児童福祉法第十九条の七の小児慢性特定疾病医療費の支給の調整に関する事務	相模原市医療費助成条例第5条第1項の規定によることも医療費助成の支給の調整に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項3号1	相模原市医療費助成条例第5条
②情報提供者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める利用特定個人情報	健康保険法による保険給付の支給に関する情報	健康保険法による保険給付の支給に関する情報

利用特定個人情報2

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項3号2	相模原市医療費助成条例第5条
②情報提供者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める利用特定個人情報	船員保険法による保険給付の支給に関する情報	船員保険法による保険給付の支給に関する情報

利用特定個人情報3

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項3号3	相模原市医療費助成条例第5条
②情報提供者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める利用特定個人情報	私立学校教職員共済法による保険給付の支給に関する情報	私立学校教職員共済法による保険給付の支給に関する情報

利用特定個人情報4

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項3号4	相模原市医療費助成条例第5条
②情報提供者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める利用特定個人情報	国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情報	国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情報

利用特定個人情報5

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項3号5	相模原市医療費助成条例第5条
②情報提供者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める利用特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報	国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報

利用特定個人情報6

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項3号6	相模原市医療費助成条例第5条
②情報提供者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者

③提供を求める利用特定 個人情報	地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する 情報	地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する 情報
---------------------	---------------------------------	---------------------------------

※利用特定個人情報提供省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)

備考	
----	--

届出情報

独自利用事務の対象者	小児等
番号法第9条第2項の条 例に規定した日	2016年03月25日
保護評価の実施の有無	1:実施済み
評価書番号	40
保護評価書の名称	小児医療費助成事務(平成30年5月～)基礎項目評価書
保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&hj_no=&kk_name=%E7%9B%B8%E6%A8%A1%E5%8E%9F%E5%B8%82&ev_name=%E5%8C%BB%E7%99%82%E8%B2%BB%E5%8A%A9%E6%88%90%E4%BA%8B%E5%8B%99%EF%BC%88%E5%B9%B3%E6%88%90%EF%BC%93%EF%BC%90%E5%B9%B4%EF%BC%95%E6%9C%88%EF%BD%9E%EF%BC%89&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=5&opn_date_from_year=6&opn_date_from_month=4&opn_date_from_day=1&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=9&opn_date_to_month=3&opn_date_to_day=31&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2